東京都中央卸売市場大田市場水産物部仲卸業者募集要領

大田市場水産物部仲卸業者の募集については、東京都中央卸売市場条例及び同施行規則に基づくほか、この要領による。

第１　市場の名称及び位置

東京都中央卸売市場大田市場

東京都大田区東海三丁目２番８号

第２　募集人員　　４名

第３　店舗等面積

	仲卸売場	仲卸業者売場	事務室（２階）
１店舗当りの面積	２８．１平方米		２２．１平方米

第４　募集の受付

１　受付期間

平成２４年６月２６日（火）から平成２４年７月２日（月）まで

（ただし平成２４年６月３０日（土）、７月１日（日）は受付期間から除きます）

２　受付時間

毎日午後１時から午後３時まで

３　受付場所

東京都中央卸売市場大田市場

東京都大田区東海三丁目２番１号　　東京都事務室（事務棟９階）

電話　（０３）３７９０－６５２８

第５　応募手続

応募者は、仲卸業務許可申請書に別紙に掲げる書類を添付して提出すること。

ただし、郵送による申込は不可。

なお、提出書類は、合否にかかわらず返還しない。

第６　応募資格要件

１　応募者が個人である場合

（１）許可後の１年間で２億円以上の売上高が見込まれる者であって、許可することにより当該市場の発展に寄与することが見込まれる者。

（２）許可後６ヶ月以内に応募者が法人の代表者となって法人化できる者。

（３）現に東京都中央卸売市場の売買参加者の役員又は従業員である場合、許可の前までに売買参加者の役員・従業員を退職することができる者。

（４）業務資金を５００万円以上有していること

（５）水産物の市場取引業務に５年以上の経験を有していること

（６）欠格条項

次に掲げる事項に該当するときは応募できません。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　中央卸売市場の仲卸業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者

エ　中央卸売市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員である者

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であるとき

カ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき

キ　業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき

２　応募者が法人である場合

（１）過去１年間の売上高が２億円以上の者若しくは許可後１年間で２億円以上の売上高が見込まれる者であって、許可することにより当該市場の発展に寄与することが見込まれる者

（２）現に東京都中央卸売市場の売買参加者である場合、許可の前日までに売買参加者を廃止できる者。

（３）業務資金を５００万円以上有し、資本金（出資金）が５００万円以上であること。ただし、現に東京都中央卸売市場の法人仲卸業者（法人設立準備中の者を含む。）であって、出店を希望する者は、資本金（出資金）１０００万円以上を有し、かつ、前年中の買受金額が水産物部仲卸業者の買受金額の平均以上であること

（４）法人の代表者が、水産物の市場取引業務に５年以上の経験を有していること

（５）欠格条項

次に掲げる事項に該当するときは応募できません。

ア　破産者で復権を得ないもの

イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの

ウ　中央卸売市場の仲卸業務の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して３年を経過しない者

エ　中央卸売市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員である者

オ　業務を執行する役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であるとき

カ　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき

キ　業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき

第７　選考方法

応募者に対する選考は、次により行います。

１　書類審査

申請時の提出書類

２　口述試験

市場関係法規・商品知識・経営状況・経営姿勢・将来性・市場に対する理解度・協調性等について、口述式により行います。

第８　試験日時及び場所

１　日時　　平成２４年７月１０日（火）
　　午後１時から（１人あたり２０分程度）

２　場所　　東京都中央卸売市場大田市場内　　東京都特別応接室（事務棟９階）

第９　選考結果

応募者には、平成２４年８月上旬までに書面で合否を通知します。

第 10 許可の内定

この選考により合格した者（上位４業者）を、仲卸業者として内定したものとします。

なお、条例に基づく業務許可の手続きは、業務開始時までにあらためて行います。

ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき並びに誓約書に違反したときは、許可の内定を取消し、又は業務許可をしないことがあります。

第 11 応募希望者説明会

１　日時　　平成２４年６月２６日（火）午後１時

２　場所　　東京都中央卸売市場大田市場内　　東京都第３会議室（事務棟９階）

第 12 問い合わせ先

募集についての詳細及び不明な点については、下記まで問い合わせ下さい。

東京都大田区東海三丁目２番１号

東京都中央卸売市場大田市場　　電話（０３）３７９０－６５２８

（別紙）

仲卸業務許可申請書に添付する書類

（※印は所定の様式を使用のこと）

１　応募者が個人である場合

※ア　履歴書
※イ　資産調書
ウ　住民票の写し
エ　市区町村長の発行する身分証明書
オ　印鑑証明書
※カ　当該事業開始の日以降２年間における事業計画書
※キ　申請者が東京都中央卸売市場条例第２４条第４項第２号、第３号、第６号及び第８号から第１０号（欠格条項）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
ク　写真２枚（正面向き、上半身、脱帽、名刺型）
ケ　平成２３年個人事業税納税証明書
コ　金融機関発行の預金残高証明書
サ　平成２３年分の所得税の確定申告書の写し
シ　業務許可後６ヶ月以内に法人を設立する旨を誓約する書面

２　応募者が法人である場合

ア　定款又は規約
イ　登記簿の謄本
ウ　貸借対照表
エ　損益計算書
※オ　当該事業年度開始の日以降２年間における事業計画書
※カ　株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
※キ　役員名簿
ク　業務を執行する役員につき、市区町村長が発行する身分証明書
※ケ　当該法人の代表者の履歴書
コ　当該法人の代表者の写真２枚（正面向き、上半身、脱帽、名刺型）
サ　当該法人の代表者印の印鑑証明書
※シ　業務を執行する役員が、東京都中央卸売市場条例第２４条第４項第２号、第３号、第６号及び第８号から第１０号（欠格条項）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
ス　直近年度の法人事業税の納税証明書
セ　当該法人に係る金融機関発行の預金残高証明書